

■ 国保の加入・脱退は14日以内に届出を

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

会社などの健康保険をやめたり、新たな健康保険に加入したときは国保加入・脱退の届け出が必要です。国保は前の健康保険の資格を喪失した日まで遡って加入します。また、他の健康保険（会社や家族の扶養など）に加入した場合はその加入日まで遡って脱退します。国保資格が無くなった後で国保の保険証を使って受診した場合、国保で負担した医療費を返還することになります。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入する	他の市町村から転入した	転出証明書
	職場などの健康保険を脱退した (健保などの被扶養者から外れた)	職場の健康保険をやめた証明書 ※脱退日から14日以内に証明書が届かない場合は、期限内に相談してください。
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書
脱退する	他の市町村へ転出する	保険証
	職場などの健康保険に加入した (健保などの被扶養者になった)	国保と健保の保険証
	生活保護を受ける	保険証、保護開始通知書
その他	死亡した	保険証、喪主を証明するもの、葬祭費を振込む口座番号の分かるもの
	住所、世帯主、氏名などが変わった	保険証
	世帯が分かれたり、一緒になった	保険証
	修学のため子どもが他の市町村に住む	保険証、在学証明書
	保険証を破損・紛失した	破損した保険証

※全ての手続きにマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類が必要です。

■ 会社を退職する人へ

退職後、国保に加入する以外にも以下の方法があります。

● 任意継続被保険者になる

被保険者期間が2か月以上ある人は、会社を退職して20日以内に手続きすれば、任意で会社の健康保険を最長2年間継続することができます。詳しくは、加入している健康保険組合に問い合わせてください。

● 家族が加入している健康保険の被扶養者になる

主として被保険者に生計を維持されている3親等以内の親族の場合、被扶養者として健康保険に加入できることがあります。収入などの条件があるので、詳しくは、家族が加入している健康保険組合に問い合わせてください。



■ 後期高齢者医療制度 医療費窓口負担割合の変更

問 国保年金課医療係 ☎95-9892

10月1日(出)から、後期高齢者医療制度における一定以上の所得のある人（75歳以上の人など）の医療費窓口負担割合に2割が加わります。自分の負担割合は、9月頃に届く新しい保険証で確認してください。

制度に関する質問は、厚生労働省コールセンター（☎0120-002-719）に問い合わせてください。なお、コールセンターは個別の負担割合についての問い合わせはできません。

